

低入札価格調査制度についての質問・回答

	質問	回答	備考
1	「低入札価格調査制度」について書いたものはありますか。	安芸高田市のホームページの「入札・契約情報」-「関係要綱集」に「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」を掲載しています。	
2	調査基準価格未満で入札した場合、いつ調査資料を提出するのですか。	入札期間内に、提出する必要があります。	公告共通事項 7(3)
3	調査基準価格未満で入札した場合、調査資料はどういう方法で提出するのですか。	電子入札システムで、入札時に添付ファイルで提出してください。ただし、容量の関係で電子入札システムで提出できない場合は、書面で提出してください。	公告共通事項 7(3)
4	調査資料を書面で提出する場合、全部が書面での提出でしょうか。	工事費内訳書と、調査基準価格未満で入札した場合に添付する下請業者の見積りは、電子入札システムで添付してください。調査資料は、書面で提出してください。	公告共通事項 7(3)
5	総額失格価格は、100分の85にランダム係数をかけるのだが、端数調整はあるのか。	総額失格価格(税抜)は、総額失格基準価格+(総額失格基準価格×ランダム係数)としますので、端数調整(丸め)はありませんが、1円未満は、切り上げます。	要綱別紙4
6	下請予定業者は変更できるか。	低入札価格調査を経て契約を締結した工事において、下請工事を受注発注する場合は、原則として低入札価格調査において予定していた契約の相手方及び内容で発注しなければなりません。	要綱第12条
7	施工体制台帳・施工体系図に、警備業も入れるのか。	施工体系図への記載が必要です。(見積書も必要です。)	別紙5

8	下請予定業者からの見積書は、どのレベルの見積書が必要でしょうか。	下請予定業者(警備業を含む)の押印した見積書(機械損料、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの)が必要です。 また、法定福利費相当額などの必要経費を適切に計上するよう促してください。	要綱別紙5
9	施工体制台帳に、下請予定業者の建設業許可書等は添付する必要がありますか。	警備業を含む一次下請け業者全ての建設業許可書等の写しが必要です。	
10	施工体制台帳に、保険の加入状況を記載する欄があるが、加入証明等は添付する必要がありますか。	調査資料としては、提出の必要はありません。	
11	下請の単価表の人工の金額と、労務賃金調書の賃金が一致しないのですが。	労務賃金調書へは、最低額と最高額を記載する様式となっています。必ずしも一致する必要はありません。	
12	提出書類はエクセルとPDFが混合してもいいのか。	かまいません。	
13	調査書類がそろっていない場合は失格となるのか。	調査書類が全て揃っていない場合、失格となります。	
14	市道・県道の年間維持修繕業務へ配置している技術者は、低入札価格調査を経て契約を締結した工事へ配置できないのでしょうか。	配置できます。	
15	低入札価格調査を経て契約を締結した工事へは、技術者は2人か。	現場代理人と監理(主任)技術者を専任で配置する必要があります。計2人です。	
16	工事費内訳書へ「配置予定技術者相当職の年収(万円)」「所要工期(日数)」を記載する必要がありますか。	記載する必要はありません。(現在は、様式から削除しています。)	
17	施工体制台帳へ、発注者の監督員の記載が必要でしょうか。	監督員は、契約後に発注者から通知しますので、記載の必要はありません。	

18	施工体制台帳へ、工期の記載が必要でしょうか。	工期の「至」は記載してください。ただし、「自」は、確定していませんので、記載の必要はありません。	
19	施工体制台帳へ、監理技術者名を記載する欄がありますが、主任技術者の場合はどう記載すればよいでしょうか。	そのまま主任技術者名を記載してください。	
20	調査書類を電子入札システムにより提出する場合は、押印は必要でしょうか。	調査書類を電子入札システムにより提出する場合は、押印は必要ありません。	公告共通事項 7(3)
21	低価格入札(予定価格の100分の90未満)をした場合にどんな書類を提出するのでしょうか。	安芸高田市のホームページの「入札・契約情報」-「関係要綱集」に掲載してある「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」の「別紙5 低入札価格調査資料等作成要領」を参考にしてください。	要綱別紙5
22	調査資料として提出した施工体制から、施工時に下請業者を増やしたりしてはいけませんか。	調査資料と実際の施工体制が異なってはいけません。	要綱第7条3項
23	提出する様式は、どこにありますか。	安芸高田市のホームページの「入札・契約情報」-「入札・契約各種様式集」に掲載しています。	
24	総額失格価格は、100分の85にランダム係数をかけるのだが、85%を丸めた(端数調整した)金額にはランダム係数を掛けるのか。	<p>総額失格価格(税抜)は、総額失格基準価格+(総額失格基準価格×ランダム係数)です。総額失格基準価格とは、予定価格(税抜)に100分の85を乗じたものをいいます。参考に、下記に計算例を記載しています。</p> <p>(例) 予定価格 17,505,000の場合 ランダム係数 1%の場合</p> $(17,505,000 \times 0.85) = 14,879,250$ $14,879,250 + (14,879,250 \times 0.01) = 15,028,042.5$ <p>1円未満は、質問5の回答のとおり、切り上げますので、 = 15,028,043となります。</p>	要綱別紙4

平成29年7月7日 追加しました。